

令和2年度事業報告

「暴力のない安全で住みよい愛媛県」を実現するため、暴力団員による不当な行為の防止及び被害者等に対する支援に関する事業を重点に、次のとおり実施した。

1 広報啓発事業

事業名	実施報告
広報活動 (法第32条の3第2項第1号) (定款第4条第1項第1号)	<p>1 暴力団排除意識高揚を図るために各種広報資料の作成、配布</p> <p>(1) 暴力団追放マニュアル等の活用</p> <ul style="list-style-type: none">○ 暴力団追放マニュアル(愛媛県版)○ 企業・行政対象暴力の現状と暴力団情勢○ 民暴相談のしおり○ 暴力団排除チラシ○ 暴力団排除ステッカー <p>を作成・購入し、各種研修会・講習会等で配布活用した。</p> <p>(2) センター機関紙の作成</p> <ul style="list-style-type: none">○ 暴追えひめ(令和元年度活動状況) <p>(3) 暴力団排除ポスターの作成</p> <p>一般公募したポスター及び標語の優秀作品(ポスター高校生、標語小学生)で、暴力団排除ポスターを作成し、賛助会員や県下警察署等に配布活用した。</p> <p>また、令和3年度用ポスターを作成するため、一般公募及び県下の小中高校等に対し、ポスター・標語募集チラシ4万枚を配布し、広く応募を呼び掛けたとともに、広報啓発活動に努めた。</p> <p>(4) 暴力団追放マニュアル・暴力団排除ポスターの実費販売</p> <p>暴力団追放マニュアル(愛媛県版)・暴力団排除ポスター(愛媛県版)を、6市町3企業に実費販売した。</p> <p>2 暴力団排除ビデオの無料貸出し</p> <p>センターが保有している暴力団排除DVD(39種類)を、自治体や企業等に無料貸出した。</p> <p>3 各種媒体を利用した広報啓発活動の実施</p> <p>(1) 松山市駅での広報</p> <p>松山市駅コンコースサイネージ及びフリーペーパーラックを活用し、民暴弁護士等相談の日程等の広報活動を実施した。</p> <p>(2) 新聞広告欄活用の広報</p> <p>愛媛新聞へ民暴弁護士等相談日等の広告を9回掲載し、広く相談活動及び暴力団排除活動と呼び掛けた。</p> <p>(3) 自治体広報誌を活用した広報</p> <p>自治体の広報誌を活用し、民暴弁護士等相談日の日程等を広報した。</p>

	<p>(4) 広報カレンダー等の作成 暴力相談電話番号及び民暴弁護士相談日等を掲載したカレンダー、暴力団排除標語を掲載したボールペン、愛媛県暴排条例の改正内容を掲載したクリアファイルを作成配布し広報に努めた。</p> <p>(5) 料金後納スタンプ 料金後納（ゆうメール）用に「暴力団追放！！」と記載したスタンプを使用し周知に努めた。</p> <p>4 インターネットホームページや Facebook、LINE の活用 ホームページや Facebook、LINE を活用し、センターの活動状況や財務諸表及び事業概要等について情報提供するとともに、不当要求防止責任者講習の日程や暴力団排除マニュアル等を広報した。 ホームページ訪問者数は、毎月平均約 1、900 人で、エセ右翼等による機関誌・図書を購入強要に対する対応マニュアルのページへのアクセスが多かった。</p>
<p>大会等開催 (法第 32 条の 3 第 2 項第 1 号) (定款第 4 条第 1 項第 1 号)</p>	<p>1 暴力追放県民大会の開催なし。 (令和 4 年度、センター発足 30 周年記念大会を開催予定)</p> <p>2 暴追功労者の顕彰 12 月 24 日、警察本部において、警察庁長官・全国暴追センター会長連名の暴力追放功労者表彰（銀賞・銅賞）2 人、中国四国管区警察局長・四国ブロック暴追センター連絡協議会会長連名の暴力追放功労団体表彰 1 団体・功労者表彰 1 人、愛媛県警察本部長・暴追センター理事長連名の暴力追放功労団体表彰 1 団体、功労者表彰 3 人に対して授与した。</p>

2 相談・助言・支援事業

事業名	実施報告
<p>相談・助言 (法第 32 条の 3 第 2 項第 3・4 号) (定款第 4 条第 1 項第 1 号)</p>	<p>1 センター相談委員による相談受理（月～金 8 時 30 分～17 時 15 分）及び民暴弁護士等による出張相談受理（毎月第 2 木曜日）、助言を行い、相談の解決に努めた。</p> <p>また、10 月 9 日に今治市、10 月 30 日に四国中央市において、民暴弁護士・警察と巡回相談日を開設した。</p> <p>令和 2 年度相談受理件数 341 件（前年度比 + 31 件）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 照会人数 743 人（前年度比 - 118 人） ○ 相談の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不当要求に関するもの 0 件 ・ 刑事事件に関するもの 2 件 ・ その他 339 件 ○ 処理状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導、助言 337 件 ・ 警察へ引継ぎ 2 件 ・ 弁護士会へ引継ぎ 2 件 ・ 継続中 0 件

	<p>2 民事介入暴力事案等に対する三者協定に基づく連携強化 弁護士会・警察・暴追センターの三者は、協定に基づき、民事介入暴力事案に迅速かつ適正な対応が図れるよう、平素から意見及び情報交換を実施するとともに、愛媛県民事介入暴力対策協議会（民暴協議会）を設置する等、連携を強化している。</p> <p>また、3月5日、四国ブロック内各県弁護士会民事介入暴力対策委員会及び各県暴追センター協議会に参加し、情報交換を実施した。</p> <p>3 日本司法支援センター等関係機関との被害者対策の推進</p> <p>(1) 6月9日、第70回社会を明るくする運動愛媛県推進委員会(書面開催)</p> <p>(2) 6月26日、愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会臨時会（書面開催）</p> <p>(3) 10月1日、第23回愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会定例会等、犯罪被害者等の支援活動への連携強化に努めた。</p>
<p>組織活動支援 (法第32条の3第2項第2・5号) (定款第4条第1項第2・4号)</p>	<p>1 地域コミュニティに対する暴力団排除活動支援 県内20市町設置の暴力団排除地域コミュニティ協議会に対し、講師の派遣や資料提供した。</p> <p>(1) 西条市暴力追放コミュニティ協議会総会への支援 10月3日、西条市暴力追放コミュニティ協議会総会に出席し、暴力団追放マニュアル等を提供した。</p> <p>(2) 四国中央市暴力団排除コミュニティ協議会への支援 10月30日、四国中央市暴力団排除コミュニティ協議会に対して暴力団排除資料を提供した。</p> <p>(3) 新居浜市暴力団排除コミュニティ協議会総会への支援 1月26日、新居浜市暴力団排除コミュニティ協議会総会に講師を派遣するとともに、暴力団排除資料を提供した。</p> <p>2 行政及び民間に対する暴力団排除活動の支援</p> <p>(1) 行政対象暴力責任者講習の開催 県職員及び各自治体職員を対象とした行政対象不当要求防止責任者講習10回、受講者合計359人を開催した。</p> <p>(2) 安全運転管理者講習に対する支援 安全運転管理者講習に講師を4回派遣し、暴力団排除活動の重要性を呼び掛けた。</p> <p>(3) 暴力団排除ステッカーの提供 2月26日、番町地区みかじめ料等縁切同盟発足式において、暴力団排除ステッカーを作成提供した。</p> <p>(4) 民間開催の研修会への支援 民間が開催する暴力団排除研修会等に対し、講師の派遣や資料(暴力団排除パンフレット・暴力団排除ポスター等)を提供した。</p> <p>(5) 暴力団排除教養教材の貸出し 暴力団排除DVD等を無料貸出した。</p>

	<p>3 暴力団離脱支援活動</p> <p>(1) 支援体制の構築 平成 28 年 1 月 27 日、センター・弁護士会・警察・愛媛労働局等及び協賛企業で組織された愛媛県暴力団離脱・ワークサポート協議会により、暴力団員の離脱支援体制を構築している。</p> <p>(2) 全国ネットワークの構築 平成 28 年 7 月 1 日、「暴力団から離脱した者の社会復帰対策の連携に関する協定」に基づき、本県協議会が全国組織の「社会復帰対策協議会」に加入し、現在、全国 35 都府県と広域連携を図っている。</p> <p>(3) 暴力団離脱・ワークサポート協議会総会の中止 暴力団離脱・ワークサポート協議会総会を開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響により中止し、協議会会員に対し、暴力団情勢や就労支援活動状況等の資料を送付し、相互の連携や協力関係を図った。</p>
<p>差止請求関係業務 (法第 32 条の 4 第 1 項) (定款第 4 条第 1 項第 9 号)</p>	<p>暴力団の事務所付近住民の生活の平穏又は業務の平穏が害されることを防止する為、付近住民等から委託を受けて、暴追センターが原告となり暴力団事務所の使用差止請求を行う。(令和 2 年度、対象事案なし)</p>

3 助成、貸付事業

事業名	実施報告
<p>離脱者雇用給付金 (法第 32 条の 3 第 2 項第 5 号) (定款第 4 条第 1 項第 4 号)</p>	<p>暴力団から離脱した元暴力団員を雇用した会社等を支援するため、離脱者雇用給付金を支給する。(令和 2 年度、対象事案なし)</p>
<p>被害者見舞金支給 (法第 32 条の 3 第 2 項第 9 号) (定款第 4 条第 1 項第 6 号)</p>	<p>愛媛県内で発生した暴力団員による傷害事件等の被害者に対し、被害者見舞金を支給する。(令和 2 年度、対象事案なし)</p>
<p>訴訟費用等貸付 (法第 32 条の 3 第 2 項第 9 号) (定款第 4 条第 1 項第 6 号)</p>	<p>愛媛県内で発生した暴力団員の不当行為にかかる損害賠償請求訴訟を提起等した当事者に対し、一定限度額の訴訟費用等を無利子で貸し付ける。(令和 2 年度、対象事案なし)</p>
<p>暴力団排除活動支援金 (法第 32 条の 3 第 2 項第 2・9 号) (定款第 4 条第 1 項第 6 号)</p>	<p>暴力団の追放を目的に、個人又は団体が行う組事務所撤去等の住民運動、暴力団追放目的の各種大会・講演会等に対して支援金を支給する。</p> <p>1 10 月 30 日、四国中央市暴力団排除コミュニティ協議会に対し、暴力団排除活動支援金を支給した。</p> <p>2 2 月 26 日、番町地区みかじめ料等縁切同盟発足式において、暴力団排除ステッカーを作成提供した。</p>

4 講習・研修事業

事業名	実施報告
<p>不当要求防止責任者講習 (法第32条の3第2項第7号) (定款第4条第1項第5号)</p>	<p>企業並びに行政機関の不当要求防止責任者に対する講習を、25回(一般企業15回・行政機関10回)実施し、計953人が受講した。</p> <p>講習については、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不当要求に対する対応要領についての講義 ・民暴弁護士及び警察本部担当警察官による講演 ・DVD上映 ・受講者に対するアンケート調査 ・暴力団追放マニュアル(愛媛県版)、暴力団排除パンフレットやポスターの配布 ・不当要求防止責任者選任事業所表示シールの配布等を行った。 <p>○ 責任者講習の実施状況 別紙資料1のとおり</p>
<p>少年指導員に対する研修 (法第32条の3第2項第10号) (定款第4条第1項第7号)</p>	<p>毎年4月、少年に対する暴力団の影響を排除するため、愛媛県警察本部生活安全部少年課主催の「少年指導員研修会」において講演予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止された為、暴力団排除資料を提供し連携協力関係を図った。</p>
<p>暴力追放相談委員研修 (法第32条の3第2項第11号) (定款第4条第1項第10号)</p>	<p>8月6日、松山市において、弁護士28名、保護司3名、少年指導委員3名、警察OB等4名で構成された暴力追放相談委員委嘱研修会を開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止し、委嘱状及び関係資料を送付し連携協力関係を図った。</p>
<p>暴力監視モニター研修 (法第32条の3第2項第11号) (定款第4条第1項第10号)</p>	<p>8月21日、松山市において、県下16警察署から推薦された暴力監視モニター45名を対象に、委嘱研修会を開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止し、委嘱状及び関係資料を送付し連携協力関係を図った。</p>
<p>事業所等への研修 (法第32条の3第2項第11号) (定款第4条第1項第10号)</p>	<p>民間事業所等の暴力団排除活動や、自治体の暴力団排除協議会、研修会等に対し、不当要求対応要領等の資料提供の支援をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 資料等提供回数 8回 ○ 協議会等開催状況 別紙資料2のとおり
<p>その他の研修 (法第32条の3第2項第11号) (定款第4条第1項第10号)</p>	<p>新型コロナウイルスの影響で、各種協議会等の開催が制限されたが、出席した協議会や研修会において、暴追センターの業務、暴力団排除活動要領の指導や、不当要求対応要領等の資料提供の支援をした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 講師派遣及び資料提供回数 16回 ○ 協議会等開催状況 別紙資料3のとおり

5 調査・情報収集事業

事業名	実施報告
<p>調査及び情報収集 (法第32条の3第2項第11号) (定款第4条第1項第8・10号)</p>	<p>1 調査研究 アンケート調査の実施 不当要求防止責任者講習で、受講者953人に対しアンケート調査(不当要求を受けた有無・要求内容・対処方法等)を実施した結果、928人から回答(回答率97%)を受け、暴力団対策資料として活用した。</p> <p>2 情報収集活動</p> <p>(1) 暴力監視モニターの運用 暴力監視モニターから寄せられた暴力団事務所の動向や、地域住民の要望、意見等を組織犯罪対策課へ情報提供したとともに、暴力団排除資料として活用した。</p> <p>(2) 暴力団検索システムの構築 当センター及び全国センターが活用する暴力団情報を蓄積するため、新聞報道記事等を常時収集し活用した。</p>

6 その他

事業名	実施報告
<p>センター運営 (定款第6条～)</p>	<p>1 第1回定時理事会の開催 6月2日、下記案件で開催予定であったが、新型コロナウイルスの影響で中止し書面決議とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告及び収支決算(案) ・顧問の一部委嘱(案) ・令和2年度定時評議員会の招集(案) ・暴追センター会計処理規程の一部改定(案) ・暴追センター賛助会員規程の一部改定(案) <p>2 定時評議員会の開催 6月19日、下記案件で開催予定であったが書面決議とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業報告及び収支決算(案) ・任期満了に伴う理事の選任(案) <p>3 第2回定時理事会の開催 3月8日、下記の案件で開催した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度事業計画及び収支予算(案) ・顧問の一部委嘱(案)

No.	日時	開催場所	受講予定人数	資料配布数	受講者数	受講対象者
1	9月 8日	大洲市 一般企業対象	29人	28人	27人	南予圏域の責任者 ・選任時講習 4人 ・定期講習 23人 ・その他 0人
2	9月 24日	松山市 一般企業対象	30人	30人	29人	中予圏域の責任者 ・選任時講習 8人 ・定期講習 21人 ・その他 0人
3	10月 1日	西条市 一般企業対象	24人	21人	20人	東予圏域の責任者 ・選任時講習 9人 ・定期講習 11人 ・その他 0人
4	10月 13日	松山市 一般企業対象	43人	43人	42人	中予圏域の責任者 ・選任時講習 15人 ・定期講習 27人 ・その他 0人
5	10月 15日	砥部町 行政対象	36人	33人	33人	砥部町役場の責任者 ・選任時講習 23人 ・定期講習 10人 ・その他 0人
6	10月 20日	新居浜市 一般企業対象	41人	40人	39人	東予圏域の責任者 ・選任時講習 5人 ・定期講習 34人 ・その他 0人
7	10月 22日	大洲市 行政対象	57人	55人	55人	大洲市役所の責任者 ・選任時講習 22人 ・定期講習 33人 ・その他 0人
8	10月 26日	内子町 行政対象	43人	40人	40人	内子町役場の責任者 ・選任時講習 32人 ・定期講習 8人 ・その他 0人
9	10月 28日	今治市 一般企業対象	27人	28人	27人	東予圏域の責任者 ・選任時講習 10人 ・定期講習 17人 ・その他 0人
10	11月 4日	松山市 行政対象	103人	69人	69人	松山市役所の責任者 ・選任時講習 46人 ・定期講習 23人 ・その他 0人
11	11月 5日	四国中央市 一般企業対象	42人	40人	39人	東予圏域の責任者 ・選任時講習 15人 ・定期講習 24人 ・その他 0人
12	11月 10日	宇和島市 一般企業対象	64人	61人	60人	南予圏域の責任者 ・選任時講習 11人 ・定期講習 49人 ・その他 0人
13	11月 20日	松山市 一般企業対象	67人	64人	63人	中予圏域の責任者 ・選任時講習 14人 ・定期講習 49人 ・その他 0人
14	11月 24日	松山市 行政対象	47人	42人	40人	中予地方局の責任者 ・選任時講習 40人 ・定期講習 0人 ・その他 0人

15	11月 26日	松山市 一般企業対象	31 人	30 人	29 人	中予圏域の責任者 ・選任時講習 15 人 ・定期講習 14 人 ・その他 0 人
16	12月 3日	西予市 一般企業対象	33 人	33 人	32 人	南予圏域の責任者 ・選任時講習 11 人 ・定期講習 21 人 ・その他 0 人
17	12月 7日	宇和島市 行政対象	28 人	26 人	26 人	南予地方局の責任者 ・選任時講習 26 人 ・定期講習 0 人 ・その他 0 人
18	12月 15日	西条市 行政対象	33 人	32 人	32 人	東予地方局の責任者 ・選任時講習 32 人 ・定期講習 0 人 ・その他 0 人
19	12月 17日	松前町 行政対象	25 人	20 人	20 人	松前町役場の責任者 ・選任時講習 19 人 ・定期講習 1 人 ・その他 0 人
20	1月 19日	松山市 行政対象	43 人	20 人	20 人	河川国道事務所職員 ・選任時講習 19 人 ・定期講習 1 人 ・その他 0 人
21	1月 21日	新居浜市 一般企業対象	32 人	29 人	29 人	東予圏域の責任者 ・選任時講習 10 人 ・定期講習 19 人 ・その他 0 人
22	1月 26日	伊予市 行政対象	30 人	24 人	24 人	伊予市役所の責任者 ・選任時講習 13 人 ・定期講習 11 人 ・その他 0 人
23	2月 9日	松山市 一般企業対象	60 人	57 人	56 人	中予圏域の責任者 ・選任時講習 35 人 ・定期講習 21 人 ・その他 0 人
24	2月 25日	今治市 一般企業対象	40 人	41 人	40 人	東予圏域の責任者 ・選任時講習 30 人 ・定期講習 10 人 ・その他 0 人
25	3月 9日	宇和島市 一般企業対象	63 人	63 人	62 人	南予圏域の責任者 ・選任時講習 12 人 ・定期講習 50 人 ・その他 0 人

合計25回（企業15回・行政機関10回）

受講予定人数 1,071 人 受講者総数 953 人（選任時 476 人・定期 477 人・責任者以外 0 人）

別紙 資料2

資料提供明細

事業名	実 施 内 容
	<p>○ 各種暴排活動への資料提供</p> <p>下記の暴排関連活動に対し、各種広報資料の提供等の支援を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 8 月 24 日 愛媛県公共工事契約業務連絡協議会(2) 8 月 5 日 愛媛県公益事業・警察連絡協議会(3) 8 月 20 日 愛媛県企業防衛対策協議会(4) 10 月 16 日 えせ同和行為対策関係機関連絡会(5) 11 月 9 日 金融機関防犯連絡協議会(6) 1 月 13 日 令和2年度産業廃棄物処理業界への暴力団介入防止の為の後援会(7) 2 月 12 日 愛媛県ゴルフ場防犯協議会(8) 2 月 24 日 愛媛マンダリンパイレーツ法令遵守研修会

別紙 資料3

講師派遣、資料提供明細

事業名	実 施 内 容
	<p>○ 各種暴力団排除活動への講師派遣、資料提供</p> <p>下記暴力団排除関連活動に対し、講師を派遣した暴排指導及び各種広報資料提供等の支援を実施した。</p> <p>(1) 6 月 11 日 愛媛県警察学校教養</p> <p>(2) 6 月 23 日 愛媛県建設産業団体暴力追放対策協議会</p> <p>(3) 8 月 26 日 愛媛県生保警察連絡協議会</p> <p>(4) 9 月 11 日 安全運転管理者講習</p> <p>(5) 10 月 1 日 愛媛県犯罪被害者支援連絡協議会</p> <p>(6) 10 月 3 日 西条市暴力追放コミュニティ協議会総会(暴力追放市民講習併催)</p> <p>(7) 10 月 5 日 「松山お城下暴力団排除対策協議会」設立総会</p> <p>(8) 10 月 7 日 愛媛県信用保証協会内部研修会</p> <p>(9) 10 月 30 日 愛媛県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会</p> <p>(10) 11 月 6 日 NEXCO西日本「四国地方不当要求防止対策協議会愛媛県連絡会」</p> <p>(11) 11 月 13 日 安全運転管理者講習</p> <p>(12) 12 月 11 日 安全運転管理者講習</p> <p>(13) 12 月 18 日 安全運転管理者講習</p> <p>(14) 1 月 26 日 新居浜市暴力団排除コミュニティ協議会総会</p> <p>(15) 2 月 26 日 「番町地区みかじめ料等縁切同盟」結成式</p> <p>(16) 3 月 5 日 四国ブロック内各県弁護士会民事介入暴力対策委員会及び各県暴追センター協議会</p>